

令和7年度の主な事業について

市民生活部 環境課

1. 第2次日高市環境基本計画の中間見直しについて

令和3年3月に策定した「第2次日高市環境基本計画」が計画期間の中間年度を迎えることから、社会情勢の変化や国及び県の動向、市の施策の進捗等に合わせて計画を見直し、後期計画（計画期間：令和8年度～12年度）を策定します。

➤ 環境審議会の役割

日高市環境基本条例第7条第3項の規定により、市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、日高市環境審議会の意見を聴かなければならないとされています。

➤ 今後のスケジュール

令和7年11月頃：市民コメント・環境審議会委員意見 募集

令和8年1月頃：後期計画（案）の環境審議会への諮問

3月：後期計画策定

2. 日高市生活排水処理基本計画の策定について

平成28年3月に策定した日高市生活排水処理基本計画は、令和7年度に計画最終年度を迎えることから、旧計画の進捗や社会状況の変化に対応した新たな生活排水処理基本計画（計画期間：令和8年度から令和23年度）を策定します。

➤ 環境審議会の役割

計画策定に当たって日高市環境審議会に意見を求めます。

➤ 今後のスケジュール

令和8年1月頃：市民コメント・環境審議会委員意見 募集

3月：計画策定

3. 盛土規制法の規制開始について

土砂崩れ等の災害から国民の生命及び身体を守るため、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が令和5年5月に施行されました。

これを受け埼玉県では、令和7年7月1日から政令指定都市・中核市を除く県内全域を規制区域に指定し、当該法に基づいて規制を開始します。

盛土規制法においては、日高市環境保全条例第2章第2節「土砂等による土地の埋立て等の規制」の内容が含まれるため、今後、当該規定を削除する予定です。

（裏面に続きます。）

4. ふるさとの森第3号地の指定に係る土地所有者への意向調査について

日高市では、市民に愛され、親しまれている緑地を保全するため、日高市環境保全条例に基づき、ふるさとの森を指定しています。

現在、第1号地である日和田山、第2号地である高指山山頂周辺に続く、ふるさとの森の拡張について検討を進めているところです。

今後、物見山頂上周辺を候補地に土地所有者への意向調査を実施してまいります。

▶ 環境審議会の役割

環境保全条例第22条第2項の規定により、市長はふるさとの森を指定しようとするときは、あらかじめ日高市環境審議会の意見を聴かなければならないこととされています。

▶ 今後のスケジュール

令和7年度：土地所有者への意向調査

：環境審議会への意見聴取（第2回審議会）

令和8年度：環境審議会への諮問、指定、記念植樹会等